

## 中小企業向け所得拡大促進税制

上原会計事務所

松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F

Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

平成 30 年度の税制改正で適用期限が延長され、制度の概要も変更された所得拡大促進税制。平成 31 年 3 月決算法人（個人事業主は平成 31 年分から）から新制度が適用されますので、この機会に改正後の制度の概要を確認していきましょう。

### 制度の概要（平成 30.4.1～R3.3.31 までに開始される事業年度が対象）

#### 【通常】

継続雇用者給与等支給額※1 が前年度比で 1.5%以上増加した場合

⇒給与総額※2 の前年度からの増加額の **15%を税額控除**

#### 【上乘せ】

継続雇用者給与等支給額が前年度比で 2.5%以上増加し、かつ、一定の要件※3

を満たす場合 ⇒給与総額の前年度からの増加額の **25%を税額控除**

※通常・上乘せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の 20%が上限です。

#### 【税額控除の計算例】

雇用者給与等支給額 (適用年度)	110,000,000円
比較雇用者給与等支給額 (前事業年度)	100,000,000円
給与等の増加額	10,000,000円
給与等の増加額×15%	1,500,000円

**例 1) 調整前法人税額が8,000,000円の場合**  
税額控除額の上限は、  
 $8,000,000円 \times 20\% = 1,600,000円$   
となるため、1,500,000円の税額控除

**例 2) 調整前法人税額が6,000,000円の場合**  
税額控除額の上限は、  
 $6,000,000円 \times 20\% = 1,200,000円$   
となるため、1,200,000円の税額控除

#### 【上図：中小企業庁本制度ガイドブックより抜粋】

##### ※1 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員の内、一定の者（一般被保険者に該当する者のみ））の支払った給与等の総額。

##### ※2 給与総額

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等は除く）

##### ※3 一定の要件

①教育訓練費が前年度比で 10%以上増加している事

②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われていること。

制度要件としては以前よりもシンプルなものになっています。本制度適用をお考えの方は、是非弊社へご相談ください。